

申請者様へ

道路後退用地の取扱いについて

建築確認申請に伴い、道路後退が必要となった場合、原則「寄付」の対応となります。その際、分筆登記、給水栓・下水道汚水桝の移設や後退部分の舗装整備は町で行いますが、後退箇所の構造物（ブロック塀等）は申請者負担で撤去をお願いしています。

～手続きの流れ～

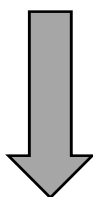
①狭あい道路の改善に関する協議書を提出する（正副2部）



②狭あい道路の改善に関する協議済書により、後退箇所の取扱いを確認する

■接道する道路と民地との境界が
確定している場合

■接道する道路と民地との境界が
確定していない場合



境界確定後に境界確定図を作成し、道路後退用地・面積を確定してください。



③道路後退用地寄付申出書を提出する（1部）

町が道路後退用地の分筆登記から所有権移転登記まで実施しますので、必要な書類（登記原因証明情報・所有権移転登記嘱託承諾書・委任状等）へ書類に押印をお願いします。分筆登記、所有権移転の完了後に分筆された地積測量図・公図・全部事項証明書をお渡します。



④後退部分の整備工事を行う

申請者の建築計画（外構工事の進捗等）に合わせて後退部分の整備を町が行います。

※接道している道路との高低差が著しくある場合などは別途協議するものとします。

松 田 町
まちづくり課 都市計画係
TEL:0465-84-1332 (直通)
FAX:0465-83-5031